

杉並区地域包括支援センター ケア24西荻

(指定介護予防支援事業所) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人社団健友会が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の担当職員その他の従事者（以下「担当職員等」という）が、新予防給付の対象者である要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の担当職員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう利用者の立場に立って援助を行う。
- 2 事業実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村・地域の保健・医療・福祉サービス関係者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 杉並区地域包括支援センター ケア24西荻
所在地 東京都杉並区西荻南 4-2-7

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

- 1 管理者 常勤 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の管理を一元的に行い、指定介護予防支援の業務を、管理業務に支障のない範囲で行う。
- 2 担当職員 常勤 5名以上、非常勤1名以上
担当職員は、指定介護予防支援の提供、又は必要な事務を行う。
- 3 職種 保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員、事務職員

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日
(日曜・祝日及び12月29日から1月3日を除く)
営業時間 午前9時から午後7時までとする。
(土曜日は午前9時から午後1時まで)

*担当の職員が不在の時は電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料金等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の額とする。

【提供方法及び内容】

- 1 担当職員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し、支援する上で解決しなけれ

ばならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき介護予防サービス計画を作成し利用者に交付する。当該地域における指定介護予防サービス事業者に関するサービス内容等の情報提供を行い、サービス選択を求め介護予防サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得て、サービス事業者との連絡調整を行う。課題の分析について使用する課題分析は「介護予防共通マネジメント方式」を用いる。

- 2 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及び家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握するとともに、少なくとも月1回利用者の状況を把握し、かつ少なくとも3ヶ月に1回介護予防サービス計画の実施状況の把握の結果を記録するものとする。
- 3 担当職員は、要介護認定や更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、介護予防サービス計画の内容について担当者から意見を求めることに努めるものとする。
- 4 担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者及び家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明するとともに、相談に応じることとする。
- 5 担当職員は、保険者から依頼があった場合には、認定調査も行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は杉並区 西荻南1～4丁目、松庵2、3丁目、宮前3丁目とする。

(苦情・ハラスメント対応)

第8条 当事業所は自ら提供した介護予防支援又は介護予防サービス計画書に位置付けた予防支援サービス等に関する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに対し、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(事故処理)

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して対応した処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(オンライン等可能)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 従業者に対し虐待の防止のための定期的な研修の実施
- 4 上記措置を実施するための担当者の設置
- 5 虐待の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合は高齢者虐待防止法、指針に沿って迅速かつ適切に対応する。

(事業継続計画)

第11条

業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第12条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対策指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第8条

- 1 指定介護予防支援事業者は、担当職員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
採用時研修 採用後1ヶ月以内
継続研修 年1回以上(虐待防止、権利擁護、認知症、感染症等に関する研修)
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人社団健友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年4月1日 改定
平成21年4月1日 改定
平成23年7月1日 改定
平成24年4月1日 改定
平成26年4月1日 改定
平成27年4月1日 改定
平成27年4月10日改定
平成29年10月1日改定
令和5年12月1日改定
令和6年4月1日改定
令和7年3月1日改定